平成２６年（フ）第４５０号
鹿児島県鹿児島市中山町2304番地２（セジュールＳａｋｕｒａＢ棟101号）
破産者　浜辺　正代
1　決定年月日　平成28年６月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２８年（フ）第３６８号
横浜市泉区上飯田町2288番地
破産者　有限会社ミズケン
1　決定年月日　平成28年６月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第５２６号
神奈川県藤沢市鵠沼松が岡３丁目13番18号、商業登記簿上の本店所在地東京都中央区日本橋本石町４丁目５番１号
破産者　株式会社アイディアイ
1　決定年月日　平成28年６月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１０４３号
京都府城陽市寺田深谷３番地の２　池田方、破産手続開始決定時の住所京都府城陽市富野西垣内56番地　田川アパート４号
破産者　林　　宏史
1　決定年月日　平成28年６月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２７年（フ）第１２０７号
さいたま市見沼区大字新堤49番地11　アペルスヴォワール201
破産者　村上　主道
1　決定年月日　平成28年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第２１０号
徳島県鳴門市鳴門町土佐泊浦字大毛70番地２
破産者　宇井　義人
1　決定年月日　平成28年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第６４２号
北九州市小倉南区徳力団地100番505号
破産者　西島　徳保
1　決定年月日　平成28年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第２９号
北九州市小倉南区葛原本町３丁目32番16号
破産者　田北　正文
1　決定年月日　平成28年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第３０号
北九州市小倉南区葛原本町３丁目32番16号
破産者　田北佳代子
1　決定年月日　平成28年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第１７１号
福岡県遠賀郡岡垣町吉木東１丁目13番２号
破産者　古賀　明子
1　決定年月日　平成28年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第１５３号
佐賀県鹿島市大字高津原1001番地６
破産者　田中由紀子
1　決定年月日　平成28年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２７年（フ）第４０３号
鹿児島県鹿児島市山田町2150番地13
破産者　田中　康夫
1　決定年月日　平成28年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２８年（フ）第２号
鹿児島県肝属郡東串良町新川西4958番地
破産者　城ヶ崎道秋
1　決定年月日　平成28年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２８年（フ）第２４６号
札幌市北区拓北８条５丁目１番14号
破産者　岩谷　正和
1　決定年月日　平成28年６月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第３１５号
北海道富良野市若松町14番16号　有限会社北の峯協運内、住民票上の住所北海道富良野市緑町16番15号
破産者　丸山　峰人
1　決定年月日　平成28年６月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１２７号
山形県西村山郡河北町谷地字東490番地の１ヒナロードＳ　202、前住所山形県西村山郡河北町谷地荒町東２丁目14番地の２
破産者　齊藤　順一
1　決定年月日　平成28年６月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２０１号
山形市南栄町３丁目６番14号　ルミネ96 103号
破産者　齋藤　　久
1　決定年月日　平成28年６月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２２号
山形市桜田西４丁目17番10号　旭ルーミー山形南３号館102号、開始決定時の住所山形市桜田東２丁目11番38号
破産者　庄司　夕佳
1　決定年月日　平成28年６月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１０６号
群馬県伊勢崎市除ケ町417番地８　キャッスルハイツ３－202、前住所群馬県太田市新田赤堀町481番地７
破産者　吉岡　哲哉
1　決定年月日　平成28年６月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所太田支部